

意見案第1号

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し断固抗議し、
平和的解決を求める意見書の提出について

高根沢町議会会議規則第13条第1項及び2項の規定により、ロシア
によるウクライナへの軍事侵攻に対し断固抗議し、平和的解決を求める
意見書を、別紙のとおり提出する。

令和4年3月16日提出

提出者

高根沢町議会議員 小林 栄 治

賛成者

高根沢町議会議員 野 中 昭 一

同 上 齋 藤 武 男

同 上 加 藤 章

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し断固抗議し、
平和的解決を求める意見書

2022年2月24日、ロシアは特別平和維持活動と称して、ウクライナに軍事侵攻を開始した。

この軍事侵攻は、「主権の尊重」、「領土の保全」、「武力行使の禁止」を義務付けた国連憲章に違反するものであり、断じて容認できるものではない。ここに地方から声を大にして、武力による平和秩序が壊されようとしていることに怒りを込めて断固抗議する。

ロシアのプーチン大統領は、学校や民間住宅への攻撃や原子力発電所も制圧を図り、無差別の攻撃は世界を震撼させている。今こそ、ロシアの攻撃を停止させるため、日本各地からロシアの理不尽な行動に対し、反対の結束を図るべきである。

よって、高根沢町議会は、日本国政府に対し、迅速な平和的解決への対応を図られるよう、以下のことを強く求めるものである。

- 1 ロシア政府に対し、国際法と国連憲章の下、市民の生命や生活を脅かす軍事攻撃の即時停止を求めること。
- 2 憲法の精神の下、対話外交を強め、武力行使の回避に最善の努力を尽くすこと。
- 3 邦人の安全確保に万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月16日

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣

} 様

栃木県高根沢町議会
議長 鈴木 伊佐雄

提案理由

2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。この軍事侵攻の根にあるものは、ロシアと北大西洋条約機構の勢力争いによるものと想像に難くないが、同じ民族同士がイデオロギーの違いから争うのは、東西を問わず不幸である。

今、我が国をはじめ世界中が平和な社会を希求する中、この度の出来事は、国際秩序の根幹を揺るがすことで断じて容認できるものではない。

報道によると、ロシアは軍事施設をはじめ、学校や住宅など民間の施設にも攻撃を開始、原子力発電所を制圧するなど無差別な攻撃は日に日に激しさを増し、世界を震撼させている。

ウクライナの人々は、隣国への避難に追われ、恐怖に慄く子ども達の姿を見る度、世界中の手助けが必要であり、ロシアの理不尽な侵攻に対し、社会の隅々から反対の意思を示すことが早急に求められていると確信する。

全国地方6団体もロシアの侵攻を非難する声明を表わしており、本町議会としても、表題の「ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し断固抗議し、平和的解決を求める意見書」を可決し、日本政府に意見書を提出することを提案するものである。